

**すべきこと(3) : 社会福祉充実残額の計算**

- ①社会福祉充実残額の計算(2016年度決算数値)
- ②残額がある法人は、社会福祉充実計画の作成
- ③公認会計士等による内容の確認と地域の福祉ニーズの反映
- ④所轄庁による計画の承認

**すべきこと(4) : 理事会の開催(旧)**

- ①事業報告と決算の審議

**すべきこと(5) : 定時評議員会の開催(新)**

- ①新役員の選任
- ②事業報告と決算の承認
- ③会計監査人の選任(対象法人)
- ④社会福祉充実計画の承認(対象法人)

**社会福祉充実残額**

- ①社会福祉法人が保有する全ての財産から事業の継続に必要な最低限の財産の額を控除
- ②控除後の額を福祉サービスに再投下可能な財産額＝「社会福祉充実残額」と定義
- ③残額がある法人に対し、社会福祉充実計画の策定と実施を義務化
  - 社会福祉充実計画(所轄庁に届出義務)
  - ・社会福祉事業又は公益事業(職員処遇の充実含む)
  - ・地域公益事業
  - ・上記以外の公益事業

注)社会福祉充実残額の計算方法は、10月に厚生労働省から提示される見通し

**新役員の選任**

- ①現役員(理事・監事)の任期は最初の定時評議員会(前年度の事業報告・決算を審議する評議員会)の集結まで
- ②新役員は定時評議員会で選任
- ③新役員の任期は、最初の定時評議員会の終結から、2年以内に終了する事業年度の定時評議員会の終了まで

**会計監査人の選任**

- ①国が示した一定の条件に該当する法人が対象
  - サービス活動収益又は負債総額の基準額が国から10月に示される予定
- ②理事会が提案し、評議員の議決により選任・解任する
- ③任期は選任後1年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会(決算評議員会)の集結まで
- ④定時評議員会で特段の決議がなかった場合は、再任されたものとみなす

**【注】評議員選任・解任委員会のポイント**

- ・選任条件
  - ・理事が委員となることは認められない。
  - ・評議員が委員になることは、自分を選任・解任することになるため、適当ではない。
  - ・監事・事務局員を委員にすることは可。外部委員1名を委員とすることが適当。
- ・人数は、法人等の規模に応じて、各法人において判断することになるが、委員会が合議体の機関であることから、3名以上が適当。
- ・任期は、評議員が欠けた場合等に迅速に対応できるよう、委員会は常時設置することが適当であり、その場合には、理事や評議員の任期を参考に委員の任期を設けることが適当。

**社会福祉法人制度「改革」への対応実務のポイント**

全国民間保育園経営研究懇話会

**【実務上のポイント】**

- ★ 全体スケジュールの把握と実務の確認
- ★ 理念や基本方針を共有する評議員の選任

**【図表の見方】**

- ★→は2017年度までの時間経過
- ★→の中の囲みは「すべき事柄」
- ★下の図表は「すべきこと」に対する理事会・評議員会の審議項目やポイント

**すべきこと(1) : 定款変更**

- ①評議員会の設置
- ②評議員選任・解任委員会の設置等

**理事会での検討事項**

- ①定款(案)の検討
- ②理事、評議員、評議員選任・解任委員、監事、会計監査人(対象法人)の定数と人事案の検討

この文面は、2016年8月時点での作成になっており未確定なことが含まれています。今後、「厚労省」社会福祉法人制度改革の施行に向けた報告や所轄庁の説明会等から内容の変更がありえます。各法人で十分に情報をつかみ御検討下さい。

現理事会の開催	議題	・評議員会の設置、評議員選任・解任委員会の設置等の定款変更 ・評議員選任・解任委員会の構成と人事 ・理事、監事、評議員、会計監査人(対象法人)の人事
社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会資料 2016/7/8 定款案一部抜粋		(評議員の選任及び解任) 第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。 2 評議員選任・解任委員会は、監事〇名、事務局員〇名、外部委員〇名の合計〇名で構成する。 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。 ～ 略～
ポイント		* 評議員選任・解任委員(3人以上)のうち、最低1人は外部委員が必要 監事〇名、事務局員〇名、外部委員〇名の合計〇名で構成する。 * 職員を選任委員にできるが、職員理事は認められない(理事は不可、監事は可) * 理事会で検討した案について、評議員選任・解任委員会で検討・決定する(評議員の効力の発生は、2017年4月1日)

「厚労省」社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会資料「埼玉県社会法人改正について」を引用しています。

**理事会での審議事項**

- ①理事、評議員、評議員選任・解任委員、監事、会計監査人(対象法人)の定款と人事の決定/理事会
- ②定款変更(案)の承認/理事会

**届出事項**

- ③定款変更の届出 → 所轄庁の認可

**すべきこと(2):評議員の選任**

- ①評議員選任・解任委員会の開催
- ②評議員の選任
- ※選任された評議員の効力発生は2017年4月1日
- ※評議員設置法人の現評議員の任期は2017年3月31日まで

記載内容の詳細は、埼玉県の「社会法人改正について」を参照するとわかりやすい。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0606/toku-cho/2016houjin-kaise.html>

また、厚労省から社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会資料 2016/7/8 がでている。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000130019.pdf>

現理事会 現評議員会 の開催	議題	理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員等の定数と人事、任期、報酬 評議員会、理事会の開催の仕方等、議事録のルール 会計監査人が必要な場合はその定め
定款案 一部抜粋	(評議員の定数) 第五条 この法人に評議員〇〇名以上〇〇名以内を置く。 ~ 略~ 第四章 役員及び<会計監査人並びに>職員 (役員<及び会計監査人>の定数) 第一五条 この法人には、次の役員を置く。 (1)理事〇〇名以上〇〇名以内 (2)監事〇〇名以内 ~ 略~  (招集) 第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。  (決議) 第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 ~ 略~	
ポイント	* 理念の共有できる人選 * 理事より1名多い評議員の人数 ① 各理事について、その配偶者及び三親等内の親族、その他省令で定める理事と特殊な関係にある者が3人を超えることはできない。 ② 理事、その配偶者及び三親等以内の親族、その他省令で定める理事と特殊な関係にある者が理事の総数の3分の1を超えることはできない。 * 理事会の開催は十七条～ 理事会は年4回以上開催することになります。 (定款に、毎会計年度に4か月を超える間隔で年2回とする定めれば可。) * いずれの人選も3ページの役割と損害賠償責任の十分な理解が必要 【注】 評議員選任・解任委員会については4ページに記載	

**評議員会、理事会の新たな役割(2017年度～)**

**機能:議決機関**

- 役割** ①定款変更や決算の承認等の重要事項の決定  
②理事の選任・解任
- 人数** 定款の定める理事の数を超える数。
- 任期** 任期は4年。定款の定めにより6年以内まで伸長が可能
- 回数** 定時評議員会は、年1回決算認定の時期の開催が必須。必要がある場合にはいつでも開催可能

**機能:執行機関**

- 役割** ①社会福祉法人の業務執行の決定  
②理事の職務の執行の監督  
③理事長の選定及び解職
- 人数** 6人以上。
- 任期** 人数は6人以上が必要。理事の任期は選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで。ただし、定款で短縮することが可能
- 回数** 3か月に1回以上、年4回以上開催。  
(定款に定めれば4か月を超える間隔で年2回とすることも可)



**役員等の損害賠償責任の明確化**

- ①法人に対する責任  
役員等(理事・監事及び会計監査人)及び評議員は、各々その任務を怠ったときは、社会福祉法人に対して、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、社会福祉法人に対する責任については、責任の一部免除や責任限定契約も認められている。
- ②第三者に対する責任  
役員等又は評議員は、その職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。特に役員等は、次の場合にも第三者への損害賠償責任を負う。ただし、その者が注意を怠らなかったことを証明したときは、責任が免除される。  
なお、他の役員等や評議員もその損害賠償責任を負うときは、連帯債務者となる。